

平成29年第1回臨時会総務委員会会議録

平成29年5月17日

本会議休憩中

全員協議会室

出席者氏名

後藤 光秀 委員長	石引 礼穂 副委員長
金剛寺 博 委員	山宮留美子 委員
山崎 孝一 委員	寺田 寿夫 委員
鴻巣 義則 委員	

執行部説明者

副市長 川村 光男	総務部長 荒井久仁男
総合政策部長 龍崎 隆	市長公室長 石引 照朗
議会事務局長 黒田智恵子	危機管理監 出水田正志
危機管理課長 猪野瀬 武	財政課長 岡田 明子
税務課長 渡邊 正一	

事務局

総務G主査 仲村 真一      総務G係長 矢野 美穂

議 題

- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例について）
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号））

後藤委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日も審議をいただきます案件は、今臨時会において当委員会に付託されました報告第1号、報告第2号、報告第3号の所管事項の3案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例について）及び報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）の2案件については、地方税法の改正に伴い所要の改正が行われるものであります。関連しておりますので、一括して説明を受け審査を行い採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは執行部から説明願います。

荒井総務部長。

荒井総務部長

はい。それでは報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例と都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

委員の皆様には、お手元に今回の会議に先立ちまして、平成29年度税制改正等に伴う市税条例の改正理由等について配布をさせていただいていると思いますので、主な点につきまして抜粋し説明をさせていただきます。

主な内容でございますが、市民税関係では、第32条第4項の改正でございますけれども、特定配当等に係る所得につきまして、個人住民税の所得により所得税と異なる課税方式を選択できることの明確化、そして、第47条の改正になりますけれども、法人市民税に係る延滞金の計算となる計算の基礎となる期間に係る規定の整備のための改正等を行ったところです。

そして、固定資産税関係でございます。これは第60条の改正になりますけれども、震災等により滅失等した償却資産にかわる代替償却資産に係る課税標準の特例など災害に関する特例措置の創設のための改正、これを行ったほか、付則第10条の2の第17項そして同じく付則第10条の2の第18項にございます企業主導型保育事業に係る特例及び緑地保全、緑化推進法人が設置管理する一定の市民緑地の用に供するための土地に係る特例として通称わがまち特例を導入するための改正を行っております。

軽自動車税では、付則第11条関係になりますグリーン化特例の延長のための改正等を行ったところでございます。

続きまして報告第2号でございます。

龍ヶ崎都市計画税条例の一部を改正する条例に関する内容でございます。

付則第4項の改正でございますが、企業主導型保育事業に係る特例、そして、付則第5項の改正になりますが、緑地保全、緑化推進法人が設置管理する一定の市民緑地の用に供するための土地に係る特例につきまして、市税条例と同様に、通称わがまち特例を導入するための改正を行うとともに、地方税法の改正に伴う引用条項の改正をあわせて行ったものでございます。以上でございます。

後藤委員長

執行部から説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

今回の条例改正がすごい多岐にわたっているんで、ちょっと個別でなくて総括してですね。いろんな形で区分すると、例えば第1番目には、あんまり実質的な内容が伴わないけどこの条例改正とか読みかえなどで改正があるものと、2番目には固定資産税とか見ると本市にはもう該当そのものがないものが大分あると思うんですけど、そういう区分と、あと3番目には該当があるけど、極めて市の影響は少ないというのと、あと多くの市民に関係すると思われる改正と、そんな形で区分されると、どのようなことなりますか。

渡邊税務課長

はい、今ご質問のございました内容でございます。

地方税法の改正による条項の読みかえ等により、実質的な内容の変更がないものということでございますけれども、本則の32条あるいは32条の8、それから付則の11条の3、これらの特定配当等の所得に係る住民税の申告の提出による課税の特例を明文化したものであるということでございますので、読みかえ規定等でございます。それから付則の第10条、これについても読みかえ規定でございます。

それから、二つ目といたしまして、今回の改正で本市に該当する者が現在のところですけれども該当しないものということでございますけれども、第60条の3、第73条の2、これらにつきましては、平成28年4月1日以降の震災等に係る固定資産税の特例措置の規定でございますので、該当はしておりません。

それから第60条の2、それから付則の第10条の2、これらについてわがまち特例に関する特例の規定でございますけれども、保育事業あるいは市民緑地等に関する規定でございますけれども、現在のところは該当はないものと思っております。

それから第62条の2、これがいわゆるタワーマンションについての区分所有の案分

の補正の規定でございまして、龍ヶ崎市には今のところないということでございます。

それから付則の第 11 条の 2 ですね、こちらについては、自動車メーカーの不正行為により軽自動車税の不足があった場合のメーカーに対する賦課徴収の特例を設けたものですので、今現在ではなく今後のことを見据えての改正となっております。それから付則の第 16 条ですね、肉用牛の売却事業所得に係る課税の特例。こちらについても龍ヶ崎市の方では対象となる事業者がいらっしゃらないということでございます。

それから、3 点目といたしまして、該当があるかもしれないけれども、極めて少ないというふうに思われるものということでございます。

まず一つはですね。付則の 10 条の 3、長期優良住宅耐震の改修工事を行った際の固定資産税の特例でございしますが、昭和 57 年以前の建物ということで数がかなり少ないものですから、こちらも極めて少ないというふうに思われます。それから付則第 18 条の 2 についての長期譲渡所得等に関する課税の特例についても、優良宅地ということでのものがございますので、かなり少ないのかなというふうに思います。それから付則の第 21 条の 2、同じく 21 条の 3 の特定利子配当に係る課税の特例で、こちらもほとんどないのかなというふうに考えております。

それから 4 番目の多くの市民に関するものというようなご質問でございますけれども、多くというのがどれぐらいの方々を指すのかちょっとわかりませんが、付則第 11 条については、軽自動車税のですね、グリーン化特例にかかります軽化税率、税率を下げるようなものの適用を 2 年間延長するというので、こちらについては、ある程度の市民の方々が対象となると思われます。

またですね。付則の第 15 条、こちらが控除対象配偶者の定義の変更ということではございますけれども、配偶者控除あるいは配偶者特別控除の適用についての改正でございますので、ある程度の人数の市民の方々に適用されるものというふうに考えております。

#### 金剛寺委員

ありがとうございました。

今の説明であると多くの市民というの大部分のところでは第 11 条はグリーン化特例の延長なんで、これは現状と変わらないし、付則の第 15 条も配偶者控除がちょっと広がるということなんで、今度の改正によっては税負担が大きくなるっていうことは全体も含めてないものでしょうか。

#### 渡邊税務課長

税負担が大きくなる改正という話でございます。これに関しては、付則第 15 条の改正で配偶者控除の改正がございまして、これにつきましては、これまでは納税義務者の合計所得金額にかかわらずですね。控除対象配偶者の合計所得が 38 万円以下の場合には、

配偶者の控除が適用されておりましたけれども、今回の改正によりまして、納税義務者の合計所得が 1000 万以下の場合に適用となるということで 1000 万円を超えた場合には、控除対象配偶者の適用にはならないというようなことで、税負担は増えるものと考えております。

金剛寺委員

わかりました。以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。採決は個別に行います。

報告第 1 号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

後藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

次に報告第 2 号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

後藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして報告第 3 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第 5 号）の所管事項について執行部から説明願います。

荒井総務部長。

荒井総務部長

はい、それでは報告第 3 号の専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第 5 号）の内容について、説明をさせていただきます。

所管事項でございます。8 ページ、9 ページ。

まず歳入の方から説明をさせていただきます。まず、利子割交付金でございます。利子割交付金、557 万 9000 円の減。そして次の配当割交付金、4297 万 5000 円の減。そして、株式等譲渡所得割交付金 3443 万 8000 円の減。そして地方消費税交付金 8190 万

8000 円の減。これにつきましては、交付額の確定による減額という形でございます。

続きまして、地方交付税でございます。

震災復興特別交付税 220 万 2000 円の増でございます。これも交付額確定による増額でございます。平成 29 年 3 月 17 日総務省通知により確定のあったことに伴い、今回増額補正をしております。総額は 6 億 8853 万 3000 円となっております。

そして下から二つ目でございます。繰越金でございます。一般会計繰越金、1 億 6627 万 6000 円につきましては財源調整でございます。

#### 出水田危機管理監

10 ページ、11 ページをお願いいたします。消防費債でございます。これにつきましては契約額の確定に伴いまして 400 万円の減となっております。内訳につきましては、消防自動車整備事業債 100 万円、それから、消防施設整備事業債 300 万円ということになります。

16 ページをお願いいたします。歳出でございます。上から二つ目の消防施設費でございます。これにつきましては 323 万 3000 円の減となっております。一部消防団活動費の流用がございまして、このような端数になっております。323 万 3000 円ということになります。内訳につきましては、消防ポンプ自動車製造が 82 万 4000 円、それから備品購入費 240 万 9000 円ということになります。

それから 5 ページをお願いいたします。地方債補正というところで、消防自動車整備事業と消防施設整備事業がございすけども、これにつきましては今説明をしましたので、割愛させていただきます。

#### 後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

#### 金剛寺委員

1 点だけお聞きします。8 ページの 6 の地方消費税交付金で、今年度だいたい昨年度と比較して減額となるんですけど、金額そのものは市独自のものでないのでしょうかないんですけど、ちょっと配分方法だけお聞きしたいんですけど、消費税 8%のうち、1.7%が地方消費税でそのうち半額、半額が県と市町村の配分だと思んですけど、実際に市町村に配布される配布の方法についてお聞きしたいんです。

#### 岡田財政課長

はい、配布の方法ということですが、この地方消費税交付金は消費税と一緒に一般国税として納入されまして、そこから精算によって各都道府県に交付されます。

都道府県に交付された後、人口と従業者数で案分されて各市町村に交付されるという

流れになっております。以上です。

金剛寺委員

はい、すいません。この8%に増税されたときに、今まであの1%は人口と従業者数だったけど、その増税分は社会保障のために人口割というのがありましたけど、それはそういう形になってますか。

岡田財政課長

はい、増税分につきましてはすべて人口割によって市町村に案分して交付されることになっております。以上です。

金剛寺委員

わかりました。昨年と今年とを比較してそれが変わったものではないですよ。はい、以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。

報告第3号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。